－今号の目次－

◆ 緊急事態宣言後の保育所等の対応について（厚生労働省） 1

◆ 公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.14（令和2年3月30日時点版）が公表される（内閣府） 3

◆ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」のFAQ（Ver.1）が公表される（内閣府） 6

◆ 令和2年4月からの公定価格が告示される（内閣府） 8

◆ 令和元年度・令和2年度における私立保育所の運営に要する費用について

（内閣府） 9

**◆****緊急事態宣言後の保育所等の対応について（厚生労働省）**

令和2年4月7日、厚生労働所は緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応について、標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日時点）本日、緊急事態宣言が発出されたところであるが、保育所等における対応について、以下のとおりお示しする。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村における対応については、1を参照いただきたい。それ以外の地域における対応については、2を参照いただきたい。（保育所について）1．新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村においては、以下のとおりの対応をお願いする。新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項及び第2項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないことや、施設管理者等に対して学校等の使用の制限等を要請することが考えられるが、その際、市区町村が行う対応としては、以下が考えられる。なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたい。（1）都道府県知事から保育所の使用の制限等が要請されていない場合には、保育の提供を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい。また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討いただきたい。（2）都道府県知事から施設管理者等に対して保育所の使用の制限等が要請された場合には、その要請を踏まえた対応が必要になる。要請に基づき保育所を休園する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、都道府県とも相談の上、検討いただきたい。（3）代替措置を含む保育の提供にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対策を行う等、感染の予防に留意すること。2．新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された区域以外の市区町村においては、これまで事務連絡等でお示ししているとおり、以下のとおりの対応を引き続きお願いしたい。（1）保育所については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。（2）一方、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討することとしている。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。（3）さらに、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて」（令和2年3月5日付け事務連絡）において、保育士等が不足しやむを得ない場合に、仕事を休んで家にいる保護者に、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられることとしている。（4）また、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」（令和2年4月1日付け事務連絡）において、「感染拡大警戒地域」であって、学校の一斉臨時休業を行う地域においては、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施すること、あるいは、臨時休園を検討することとしている。（放課後児童クラブ等について）【略】 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「40」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆****公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.14（令和2年3月30日時点版）が公表される（内閣府）**

令和2年3月30日、内閣府は標記FAQを公表しました。

Ver.14において、追加された項目は、「副食費徴収免除加算」「委託費の処理」「施設機能強化推進費加算」「分園」「教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合」「日割り計算」に関するFAQで、主な内容を下記に抜粋します。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋・整理）公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.14（令和2年3月30日時点版）○No.139　幼稚園・保育所・認定こども園　副食費徴収免除加算（質問）1号認定子どもについて、加算の認定は、月毎に行うものとされていますが、施設の設置者から申請を毎月徴さなければならないでしょうか。また、2号認定子どもについては施設（事業所）からの申請は不要ですか。（回答）1号認定子どもについては、月の給食実施日数により加算額を算定する必要があることから、各月の申請が必要としています。ただし、事務負担の軽減の観点から、施設からの加算申請を数ヶ月分まとめて受理し、認定する（例：4,5,6月分の申請を6月にまとめて受ける）などの運用を妨げるものではありません。ただし、9月の加算認定については、所得の判定に用いる市町村民税所得割合算額が前年度から当該年度に切り替わることにより、副食費徴収免除対象子どもの数に変動が生じる可能性があることにご留意ください。2号認定子どもについては、施設（事業者）からの申請は必要ありません。自治体で把握する副食費徴収免除対象子どもの数に応じた額を給付いただくこととなります。○No.141　幼稚園・認定こども園　副食費徴収免除加算（質問）1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。（回答）副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用子どもの全てに副食の全てを提供する日」とし、「施設（事業所）の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなすものとする」としているため、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている日については、給食実施日に該当します。○No.144　幼稚園・認定こども園　副食費徴収免除加算（質問）1号認定子どもについて、同じ月に副食の全部を提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日がある施設について、ともに副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。（回答）副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」としているため、牛乳やおやつのみの提供など副食の一部のみを提供する日については、給食実施日に該当しません。なお、給食実施日として計上されず、当該加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から徴収することが可能です。○No.146　幼稚園・認定こども園　副食費徴収免除加算（質問）1号認定子どもについて、4歳児に給食を提供するが5歳児は遠足等の行事で弁当持参とする日があった場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。（回答）副食費徴収免除加算の注書きにおいて、「施設（事業所）の都合によらずに副食の一部または全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なす」としていますが、その趣旨は、施設が全ての利用子どもに対して副食を提供できる体制を取っている場合は、施設の都合によらず一部の子どもが副食の一部または全部の提供を要しない場合であっても、給食実施日に含めて差し支えないとするものです。左記の例（全保協事務局注：質問の例）では、5歳児については遠足で外出しており副食を提供を要しない一方、4歳児については給食を提供しているため、給食実施日に該当し、給食の提供がされない5歳児に対しても加算されます。○No.148　保育所　委託費の経理（質問）教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。（回答）主食費などと同様、施設により徴収する費用であることから、・資金収支計算書については、大区分）保育事業収入中区分）利用者等利用料収入 小区分）利用者等利用料収入（一般）・事業活動計算書については、　大区分）保育事業収益 　中区分）利用者等利用料収益 　小区分）利用者等利用料収益（一般）となります。なお、法人所管市町村において現在これと異なる取り扱いとしている場合には、令和元年度の決算書類は従前の取り扱いによって差し支えありません。○No.149　保育所・認定こども園（その他全事業）　施設機能強化推進費加算（質問）本加算は、火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組に必要となる経費が加算の対象となりますが、災害備蓄品の購入は対象となりますか。（回答）施設機能強化推進費加算において、施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品の購入も対象となります。○No.150　保育所・認定こども園　分園（質問）分園について、基本分単価において充足すべき職員の構成は、本園と同様でしょうか。（回答）本園・分園の基本分単価については、それぞれの利用定員別に算定することとしており、分園についても、本園同様、「年齢別配置基準」だけではなく、「その他」の職員についても充足する必要があります（ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから分園においては配置不要。また、調理員等については、中心園から給食を搬入する場合は、配置不要）。 |

抜粋した項目のほか、FAQの全文は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q＆A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

**◆「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」のFAQ（Ver.1）が公表される（内閣府）**

令和2年3月30日、内閣府は標記FAQを公表し、処遇改善等加算Ⅱに係る研修についての考え方を示しました。

FAQは「全施設類型共通」「保育所及び地域型保育事業所」「幼稚園・認定こども園」に分けて記載されていますが、「保育所及び地域型保育事業所」「幼稚園・認定こども園」に関する主な内容を下記に抜粋します。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋・整理）処遇改善等加算Ⅱ　研修受講要件に係るFAQ Ver.1（2020年3月30日時点）「保育所及び地域型保育事業所」○No.2-2　園内研修（問）園内研修を行う施設等からの申請および加算認定自治体による確認について、研修実施前に行うことが必要か。（答）個別の研修の研修時間を短縮するかどうかに関わるため、あらかじめ、園内研修を行う施設等からの申請と加算認定自治体による確認を行うことが必要となります。○No.2-3　園内研修（問）園内研修は、マネジメント分野の研修も対象とすることが可能か。（答）保育実践を除く、全ての分野について可能です。○No.2-4　保育実践（問）研修受講要件通知Ⅰ.1.（2）に保育実践研修が含まれていないが、過去に処遇改善等加算Ⅱを取得するために、専門別分野研修にあたるものとして保育実践研修を受講した人の取扱いはどのようになるか。また、同様にマネジメント研修を専門別分野研修として受講した人の取り扱いは。（答）保育実践研修は、専門別分野研修ではないため、処遇改善等加算Ⅱの対象者が修了すべき研修には当たりません。ただし、当該取扱いについて、明確に示されたのが令和元年度であることを踏まえ、令和元年度までに実施する研修に限り、専門分野別研修の一つとしてみなすことができるものとします。また、マネジメント研修についても、保育実践研修と同様に専門別分野研修のひとつとして取り扱うことができます。ただし、上記の取扱いにより加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上受講して頂くことが望ましいことにご留意ください。○No.2-5　研修修了の認定（問）他県で行われる保育士等キャリアアップ研修の指定を受けている研修を受講した際に、その受講した時間数に応じて、本県が一部修了証を発行することは認められるか。（例）1日5時間×3日間の研修の1日目だけ受講した場合、保育士等キャリアアップ研修の一部（5時間）を修了したと認め、一部修了証を発行する。（答）他県で受講した研修が、自県において指定を受けている研修と内容が同一であること が確認できる場合は、自県において当該研修の一部修了証を発行することができます。○No.2-8　免許状更新講習（問）研修受講要件通知Ⅰ.1.（3）の免許状更新講習について、講習が専門分野別研修の各研修分野として適当と認めるにあたって、講習受講者から申請していただくのか、それとも県が独自に調査等して認めるのか。（答）更新講習の受講者が施設（事業所）に提出し、施設（事業所）から加算認定自治体に申請していただくことを想定しています。「幼稚園・認定こども園」○No.3-11（認定こども園）　研修内容の認定（問）認定こども園に勤務している場合、担当している児童が1号か2・3号かの別によって、あるいは、幼稚園教諭、保育士といった保有する免許・資格の別によって、受講が求められる研修に違いはあるのか。（答）認定こども園に勤務する加算対象職員であれば、担当する児童や保有する免許・資格の別を問わず、加算に係る研修は同じです。すなわち、保育士資格のみ有する保育教諭が幼稚園教諭向け研修を受講した場合も、幼稚園教諭免許のみ有する保育教諭が保育士向け研修を受講した場合も、いずれも加算に係る研修として認められます。○No.3-16（認定こども園）　キャリアアップ研修（問）保育所等では、保育実践分野の研修は修了すべき分野には含まれないとされているが、認定こども園の職員の方が「保育実践」分野の研修を受講した場合、当該研修時間数は、60時間（or15時間）の算定に含めても差し支えないか。（答）No.2-4の保育実践の取扱いに準じます。○No.3-17（認定こども園）　キャリアアップ研修（問）保育士等キャリアアップ研修も含まれるとされていますが、保育所等のように各分野15時間を修了する必要があるか。それとも修了することは必要なく、受講した時間数がそのまま研修時間として算入されるのか。（答）保育所等のように必ずしも各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができます。○No.3-18（認定こども園）　キャリアアップ研修（問）保育士等キャリアアップ研修について、どの専門分野別研修でも要件を満たしたことになるのか。（答）保育実践を除き、どの専門分野別研修でも可能です（マネジメント研修は副主幹保育教諭及び専門リーダーに限り有効です。）。なお、保育実践についてはNo.2-4の取扱いに準じます。○No.3-19（認定こども園）　幼保連携型以外の認定こども園に関する取扱い（問）幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園については、どの施設類型とするのか。（答）それぞれ認定こども園として取り扱います。 |

FAQは、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q＆A集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

**◆令和2年4月からの公定価格が告示される（内閣府）**

令和2年4月1日、内閣府は公定価格を公示しました。

子ども・子育て会議でも提示され、全国児童福祉主管課長会議においても説明されていたとおり、以下の点について改訂されています。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局整理）○休日保育加算・・・休日を含めて、年間を通じて開所する施設等（複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等を含む）において、休日保育を実施する場合に加算○減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して加算（地域の区分A～Dはなくなる）。○チーム保育推進加算・・・チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が12年以上である場合に加算（15年以上から要件の緩和）○高齢者等活躍促進加算・・・入所児童処遇改善特別加算から名称変更○管理者設置加算の廃止・・・管理者（施設長等）の設置による管理者設置加算を基本分単価に組み入れ、廃止。 |

告示の本文、公定価格の詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 政省令

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>

**◆令和元年度・令和2年度における私立保育所の運営に要する費用について（内閣府）**

令和2年3月30日、内閣府・厚生労働省は都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局長に「令和元年度における私立保育所の運営に要する費用について」を、令和2年3月31日に「令和2年度における私立保育所の運営に要する費用について」を発出しました。

本通知は、市町村からの委託費として運営に要する費用が保育所に支給されることとされており、その性格上、一定の使途範囲が定められているため、その適切な運用のため、令和元年度・令和2年度における公定価格の基本分単価等の内訳を示すものです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）令和元年度における私立保育所の運営に要する費用についてⅠ　平成31年4月から令和元年9月分の委託費について 1　事業費関係一般生活費・3歳未満児　児童1人月額　10,220円・3歳以上児 　　〃 　6,918円2　管理費関係【略】3　人件費関係令和元年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額　　（表一部抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 格付 | 本俸基準額 | 人件費（年額） |
| 所長 | （福）2-33 | 257,900円 | 約493万円 |
| 主任保育士 | （福）2-17 | 240,108円 | 約464万円 |
| 保育士 | （福）1-29 | 205,530円 | 約393万円 |
| 調理員等 | （行二）1-37 | 176,200円 | 約326万円 |

Ⅱ　令和元年10月から令和2年3月分の委託費について 1　事業費関係一般生活費・3歳未満児　児童1人月額　10,254円・3歳以上児 　　〃 　2,451円2　管理費関係【略】3　人件費関係令和元年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額（上記Ⅰ-3表と同額）　　 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）令和2年度における私立保育所の運営に要する費用について1　事業費関係一般生活費・3歳未満児　児童1人月額　10,478円・3歳以上児 　　〃 　1,809円2　管理費関係【略】3　人件費関係令和2年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額　　（表一部抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 格付 | 本俸基準額 | 人件費（年額） |
| 所長 | （福）2-33 | 257,900円 | 約495万円 |
| 主任保育士 | （福）2-17 | 240,108円 | 約466万円 |
| 保育士 | （福）1-29 | 205,530円 | 約395万円 |
| 調理員等 | （行二）1-37 | 176,200円 | 約327万円 |

　　　（全保協事務局注：人件費（年額）は、賞与や地域手当等を含む人件費の年額であり、地域手当については全国平均値を用いて算定されているため、本俸基準額は上記令和元年度の表と同額が示されているが、人件費（年額）は令和2年度は若干の増額として示されている。） |

通知の詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>